



平成30年 7月11日

福島市長 木 幡 浩 様

福島市下水道等事業運営審議会

会 長 初 澤 敏 生

下水道等事業（下水道及び農業集落排水事業）の
使用料のあり方について（答申）

平成28年10月26日付けで本審議会が諮問を受けた「下水道等事業の使用料のあり方」について、次のとおり答申いたします。

福島市下水道等事業運営審議会

会 長 初澤 敏生

副会長 佐藤 成

委 員 浅沼 和則

〃 安達 光雄

〃 石川 淳一

〃 小野 美佐子

〃 斎藤 可子

〃 重野 好一

〃 引地 洲夫

〃 平井 優子

下水道等事業は、生活環境の改善、浸水の防除、公共用水域の水質保全など大きな役割を果たしており、本市においては、昭和38年に公共下水道整備を開始して以来、流域関連公共下水道や農業集落排水事業などによる普及拡大を行い、平成28年度末の下水道と農業集落排水施設を併せた普及率は66.3%となっており着実に進展している。

しかし、これからも普及拡大を計画的に推進していく必要がある一方、施設の老朽化や耐震化も課題となっており、さらに、人口減少・少子高齢化の進行や、節水に対する意識の向上・機器の普及などにより、使用料等の大幅な増収が見込めないなど、下水道等事業を取り巻く状況は厳しさを増してきている。

こうした中、事業の透明性を向上させ、継続的に経営健全化に取り組むとともに、効率的な運営と適正な財源の確保により、将来にわたり下水道等事業を持続的・安定的に運営していく必要があることから、本市下水道等事業においては、平成28年4月に地方公営企業法の一部（財務規定等）を適用し、企業会計を導入している。

これらを踏まえ、平成28年10月26日に本審議会が設置され、

同日、本審議会に対し、市長より次期使用料の算定期間である平成31年度以降の「下水道等事業の使用料のあり方」について、諮問がなされたところである。

この諮問を受け本審議会では、本市下水道等事業の中長期的な視点を踏まえた経営状態や近年の社会情勢、他都市の状況等を基に、平成28年度から平成30年度にかけて6回にわたり審議を行った結果、その結論を得たので、「下水道等事業の使用料のあり方」について下記のとおり答申する。

記

1 答申内容

- (1) 使用料算定期間は、平成31年度から平成33年度の3年間とする。
- (2) 下水道使用料及び農業集落排水施設使用料は、据え置きとする。

2 答申に至った理由

- (1) 次期使用料の算定期間については、下水道等使用料が公共料金の性格を有し、安定性が求められる反面、長期間とすると予測の確実性が低下することを踏まえ、これまでの本市の改定経過も考慮し、3年間とすることが適当である。
- (2) 下水道等事業の持続的・安定的な運営については、中長期的な経営状況の判断が必要であることから、現行の使用料水準で算定した平成30年度から平成39年度までの10ヵ年を計画期間とする投資・財政計画を検証したところ、平成31年度から平成33年度までの使用料算定期間においても、計画期間の最終年である平成39年度までの期間においても、健全な事業運営が行われる見込みである。
- (3) 投資・財政計画では、今後、一般会計繰入金及び企業債残高は減少し、経費回収率については現在の使用料算定期間より上昇する見込みであることから、一般会計繰入金を受けながらではあるが、経営の継続は可能と判断される。
- (4) 平成31年度に予定されている消費税増税及び近年の社会経済情勢や他都市の状況を鑑み、市民生活への影響を考慮すると、下水道等事業の使用料は現状維持が適切である。

3 付帯意見

- (1) 今後福島市の人口が減少していく中、下水道整備による普及率上昇の費用対効果を見通した事業を行う必要があり、これまでの整備計画区域を再検討し、合併処理浄化槽との役割分担によって汚水処理人口普及率 100%を目指すべきである。
- (2) 雨水・汚水処理を行う下水道等事業の役割や重要性、施設の規模や老朽化の状況、維持管理費や収益等の経営状況について、市民に理解していただくため、テレビ広報などを活用して丁寧な説明をしていくことが必要である。また、工事を進めるにあたっては、できる限り経費節減に努めるべきである。
- (3) 将来の長期にわたる人口や社会の変化、事業の戦略を基本に、居住地や立地先として福島市を選んでもらうことも見据えて、今後も使用料水準や体系について継続的に調査、研究されたい。

なお、農業集落排水施設については、施設の老朽化にも配慮して下水道との接続に向けた検討を早期に行い、それに併せて使用料水準等が異なる下水道使用料と農業集落排水施設使用料の検討を進めるべきである。